

入札説明書

鹿児島県出納局管財課が調達する役務に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。

この場合において、記載事項等に質疑がある場合は、下記18に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後記載事項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

鹿児島県行政庁舎清掃業務 一式

(2) 調達をする役務の特質等

「鹿児島県行政庁舎清掃業務仕様書」(別添資料1)のとおり

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

鹿児島県行政庁舎

(5) 入札方法

「令和6年度及び令和7年度庁舎等の管理業務委託に係る競争入札参加資格結果」と「技術提案に対する評価に係る提出書類(以下「技術提案書」という。)」により、価格のほか競争参加者の業務実施能力等を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札の方法による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成2年鹿児島県告示第302号)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格(資格審査要綱第8条第1項の規定によるA級の格付けに限る。)を有すると認められた者(入札参加資格の効力を停止されている者を除く。)であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

「該当しない者」とは、以下のいずれにも該当しない者とする。

ア 民法上の制限行為能力者すなわち成年被後見人、被保佐人、民法第17条第1項の審判を受けた被補助人及び未成年者であるもの

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 以下の各号に該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同じ。)

エ 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若し

- くは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ロ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (ハ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - (ニ) 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者
 - (ホ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
- なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年2月9日鹿児島県告示第302号）第2条第6号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から本役務の調達落札決定の日までの間に、物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (6) 営業開始後2年を経過している者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過しているものであること。
- (7) 緊急事態が発生した場合、職員からの連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (8) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保が可能であると認められる者であること。

- (9) 1の(1)の清掃業務に従事する常用の従業員を10人以上有し、かつ、そのうちに清掃業務に5年以上の経験を有する作業員を4人、3年以上の経験を有する作業員を2人、2年以上の経験を有する作業員を2人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (10) 1の(1)の清掃業務に従事する責任者として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条に規定する免状の交付を受けている者、又は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定でビルクリーニングに係るものに合格した者のうち、清掃業務の責任者の経験を2年以上有する者を1人以上配置することが可能であると認められる者であること。
- (11) 1の(1)の清掃業務に必要な機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨とする。

4 入札参加資格確認のための申請方法等

入札参加資格確認申請書（別添資料2-1）に入札参加資格確認書類（別添資料2-2）を添付し、期限までに提出するものとする。

(1) 提出方法

入札参加資格確認申請書類を18に示す場所へ持参又は郵送すること。

郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着すること。

(2) 申請に関する問合せ先

18に示す場所

(3) 申請書類の受付期間

令和7年2月3日から2月14日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和7年2月19日までに文書により通知する。

通知の結果、資格有りとなされた者については、技術提案書を令和7年3月3日までに提出しなければならない。

なお、各階フロア面積及び各階配置図は、資格有りとなされた者に交付する。

5 入札説明会

行わない。

6 入札説明書等に対する質疑応答及び閲覧

入札説明書等に対する質問は、文書により次の受付場所に持参し、または郵送により行うものとする。

また、質問に対する回答書については、閲覧及び鹿児島県ホームページ掲載により行うものとする。

(1) 質問書受付場所 18に示す場所

- (2) 質問書受付期限 令和7年1月30日 午後5時15分まで
- (3) 回答書閲覧場所 (1)に同じ
- (4) 回答書閲覧期間 令和7年2月3日から2月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

7 技術提案書の提出方法等

- (1) 提出期限
令和7年3月3日 午後5時15分まで
- (2) 提出方法
18に示す場所に持参又は郵送すること。
郵便により提出する場合は、「総合評価方式に係る技術提案書在中」と朱書きし、書留郵便により提出期限内に必着すること。
- (3) 様式及び提出書類
提出する技術提案書は、「鹿児島県行政庁舎清掃業務委託に係る提出書類」（別添資料3）のとおりとする。
 - ① 提出書類は、原則A4版縦、左綴じとして製本すること。ただし、図表等については、必要に応じてA4版横又はA3版でも可とする。
 - ② 提出書類の表紙には、宛名「鹿児島県知事殿」、タイトル「鹿児島県行政庁舎清掃業務委託に係る技術提案書」、提出年月日、会社名（要押印）を記載すること。
 - ③ 別添資料3の「提出書類の内容」に添って目次を付け、ページやインデックス等分かりやすい編綴とすること。
- (4) 提出部数
5部提出するものとする。ただし、4部は、黒消しや白抜きコピー等により企業名等は表記しないものを提出するものとする。

8 入札保証金

- 見積る契約金額の100分の5以上の金額を令和7年3月13日午後2時までに納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- (1) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - (2) 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) (1)による場合の提出期限は、令和7年3月13日午後2時までとし、(2)による場合は、4の(3)に示す期間までとする。

9 入札の方法等

(1) 入札書の受理期限

令和7年3月18日 午後5時15分まで

(2) 入札書の記載

ア 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。

イ 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の提出場所

18に示す場所

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書を18に示す場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

イ 入札書を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封筒に入札者の氏名又は名称若しくは商号を記載し、「令和7年3月19日開封 鹿児島県行政庁舎清掃業務一式入札書在中」と朱書きすること。

ウ 郵送により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年3月19日開封 鹿児島県行政庁舎清掃業務一式入札書在中」と朱書きし、中封筒には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。

(5) 入札方法に関する事項

ア 代理人による入札

入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。

イ その他、特段の定めがない事項については、鹿児島県契約規則第12条及び鹿児島県契約規則施行指針第12条関係の規定を準用する。

10 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

11 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月19日 午前10時30分
(2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）入札室

12 開札に関する事項

- (1) 開札は、入札参加資格確認結果の通知により入札参加を認められた事業所の代表者、又は、委任状により委任を受けた代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又は代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、その他の場合は別に定める日時、場所において行う。

13 総合評価の方法

「落札者決定基準」（別添資料4）に基づき「価格評価点」を35点、「資格評価点」を25点及び「技術評価点」を40点の計100点の範囲内で評価点を付する。

(1) 価格評価点の評価方法

入札価格の評価（価格評価点）は、その入札価格に応じ、次の計算式により算出する。ただし、入札価格が予定価格に達していない場合は評価しない。

（計算式）

予定価格の制限の範囲内にあるものについて、次の計算式により算出する。

価格評価点 = 低入札価格調査基準価格 ÷ 入札価格 × 価格評価点の満点（35点）（小数点第二位以下切り捨て）

(2) 資格評価点の評価方法

令和6年度及び令和7年度庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要領における審査事項評点数値表の審査結果を用い、次の計算式により算出する。

資格評価点 = 審査事項評点の合計点数 × 25/200 （小数点第二位以下切り捨て）

(3) 技術評価点の評価方法

次のアからウの評価項目について、入札参加者から提出された技術提案書の評価を行い、評価項目ごとに得点を算出する。

ア 履行体制及び品質保証取組

① 本業務に従事する責任者の資格、経験について評価

※ 資格：建築物環境衛生管理技術者又はビルクリーニング技能士

※ 経験：2年以上

② 日常清掃の作業計画（配置人員、配置、経験）について評価

③ 定期清掃及び特別清掃の作業計画（配置人員、配置、経験）について評価

④ 自己検査体制（インスペクター・清掃作業監督者）について評価

- ⑤ 緊急時の体制（危機管理マニュアルの整備，バックアップ体制等）について評価
- ⑥ 業務マニュアル（作業管理，品質管理，マナー）について評価
- ⑦ 本業務の実施に際し，その清掃方法について，以下について提出があった提案について評価
 - a 施設の長寿命化に資する清掃方法
 - b 環境負荷低減を図る清掃方法
 - c その他清掃全般に係る特記事項（独自の清掃方法やアピールポイント）
 - ※ 既存書物等の写しのみでの提出は評価しない。
 - ※ 具体的な提案とし，目標等抽象的な提案は評価しない。

イ 教育・研修体制

- ① 従業員への研修内容・実施状況について評価

ウ 履行実績

- ① 延べ床面積 5 千㎡以上の日常清掃を行っている建物について，過去 3 年間の契約実績の中から 3 件を選定し，その発注元による履行証明により評価
 - ※ 契約実績は，1 年以上の契約を対象とする。
 - ※ 県との契約については，1 千㎡以上を対象とする。
 - ※ 実績物件の選定は，入札応募者が行う。
 - ※ 建物は，駐車場・倉庫およびこれらに類する建物を除く。
 - ※ 敷地内の複数棟は，延べ床面積を合計できる。
 - ※ 下請け受注分は除く。
 - ※ 会社倒産等により履行証明書の収集が不可能な場合は，契約書の写しのみでよい。但し，会社倒産等がわかる客観的な添付資料を提出することとし，提出がないものは評価しない。
 - ※ 発注者・受注者が，親会社・子会社の関係の場合の契約分は除くこと。（親会社・子会社の定義は連結財務諸表原則第三の一の 2 による。）
 - ※ 発注者，受注者のいずれかの役員が，民法第 725 条の規定する親族関係である場合の契約分は除くこと。

- (4) 落札者決定基準に記載のない項目内容は評価の対象としない。

14 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出し，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者で，入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をした者の中から，価格評価点，資格評価点及び技術評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。

この場合において，総合評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは，当該入札者にくじを引かせ，落札者を決定するものとする。

ただし，落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき，又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは，そのものを落札者とせず，予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをし

た他の者のうち、入札説明書で定める総合評価の方法をもって価格その他の条件が鹿児島県にとって次に有利な入札をした者を落札者とする。

なお、予定価格の制限の範囲内になかった入札（予定価格に達しなかった者）は、価格評価点を算出しない。

15 最低制限価格
設定しない。

16 契約保証金
免除する。

17 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書（別添資料5）の案及び仕様書の特記事項に定められた提出書類を提出しなければならない。

18 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課庁舎管理第二係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3798

19 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札に係る落札者の決定は、令和7年度予算が成立しないとき行わない。
- (3) この入札に係る契約は、令和7年4月1日に確定する。
- (4) 落札者決定後、速やかに入札参加者名及び入札参加者別評価点は公表するものとする。